

自動車リースの 上手な活用法をご提案します。

リース料は、全額経費として 処理できます。

所有車は固定資産となるため、減価償却費だけが損金処理できませんが、リースなら毎月のリース料を全額経費として損金処理できます。税金面でも有利です。

※平成20年4月よりリース会計基準が改正されました。お客様によっては当てはまらない場合がございますので詳しくは当社へお尋ねください。

車両コストが明確になり、 経費の長期計画が 立てられます。

リース料は長期間にわたり毎月一定額ですから、車両コストが明確になり資金計画もたてやすくなり、増車計画もスムーズに進められます。

わずらわしい管理業務から、 解放されます。

毎月のリース料をお支払いいただくだけです。登録手続きから各種税金の納付、保険の手続きなどいっさいの管理業務を代行いたします。

資金調達が不要になり、 資金の固定化が防げます。

大量増車の場合でも多額の購入資金は不要となり、そのため資金が固定化することなく、他に資金の有効利用ができます。

自動車メンテナンスリースのメリット

整備された車が常時利用できます。

所定のスケジュールに基づき点検、整備をいたしますのでいつも安心して車をご利用いただけます。

代車サービスが、業務の停滞を防ぎます。

車検時などは、契約に基づき代車を提供しますから、ビジネスに支障をきたす心配はありません。

自賠責保険料はリース料に含まれます。

自賠責保険料（強制保険料）はリース料へ含まれます。また、自動車保険料（任意保険料）もリース料へ含めることも出来ます。

車種の見択は、ご自由です。

乗用車をはじめ、バス、トラック、バンなどの商用車まであらゆる車種がご自由に見択できます。また、塗装や特別仕様車のご要望にも応じています。

ファイナンスリース、割賦販売について

◎車両のメンテナンスがご不要な場合は、自動車のファイナンスリースの取扱いも行っております。

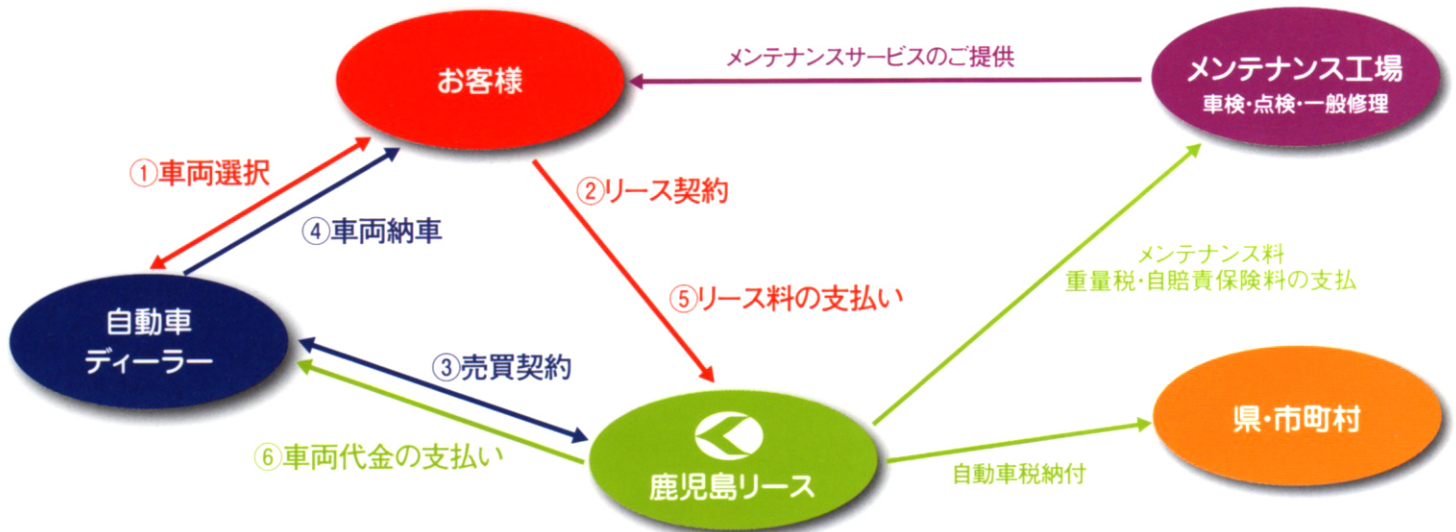
◎また、自動車の所有をご希望の場合は、割賦販売も取扱いしておりますので、お気軽にご相談ください。



鹿児島銀行グループ

鹿児島リース株式会社

リースの仕組み



リースの手続き

車両選択・引合

お客様と自動車ディーラー様(以下「売主」と言います)との間で交渉され、ご利用になりたい自動車・オプション等が決定しましたら、売主のお見積書とお客様のご希望の支払条件等を鹿児島リースにお知らせください。

お 申 込

財務諸表等の審査書類を添えてお申込していただきます。

審 査

鹿児島リースで審査のうえ、迅速にその結果をご報告いたします。

契 約

リース料、リース期間、リース開始日(登録予定日)等の条件が決定次第、リース契約書にご調印いただきます。

発 注

鹿児島リースが売主と売買契約書を取り交わして自動車を発注します。

検収(車両登録) リース開始

自動車の登録終了と同時にリース契約が開始されます。売主はお客様のご指定する場所に自動車を直接納車します。

お 支 払 い

自動車の納車(検収)日に契約条件に基づいて初回リース料と、場合によっては、前払いリース料をいただきます。2回目以降は口座振替によりお支払いいただきます。

満 了

再リース

自動車の継続使用をご希望される場合は1年ごとの再リース契約により格安の料金でご使用いただけます。

ご返却

自動車をご使用されない場合には自動車を鹿児島リースにご返却いただきます。

※リースが満了しても原則として、その車をお客様が買い取ることはできません。
したがって、リース満了時にその車に使用価値がある時は、再リースされることをお勧めします。